

議第3号

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服部 秀洋

提 案 理 由

ライフライン保全対策事業（県単独補助事業）を実施する際、受益者から分担金を徴収するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第1条、第3条関係）				別表（第1条、第3条関係）			
事業名	区分	受益者負担率	備考	事業名	区分	受益者負担率	備考
土地改良事業の部～コミュニティ施設等整備事業の部（略）				土地改良事業の部～コミュニティ施設等整備事業の部（略）			
急傾斜地崩壊対策事業	県営事業 県単独補助事業	事業費の2.5% 又は受益戸数 ×30万円のい ずれか低い額		急傾斜地崩壊対策事業	県営事業 県単独補助事業	事業費の2.5% 又は受益戸数 ×30万円のい ずれか低い額	
ライフライン保全対策事業	県単独補助事業	50%					
※（略）				※（略）			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

倒木による停電の被害を抑制するため、市が事業主体となり電線付近の立木伐採を行うライフライン保全対策事業（県単独補助事業）を実施する際、受益者である一般電気事業者より分担金を徴収するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 市によるライフライン保全対策事業の分担金の負担率を規定します。

（別表関係）

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）